



ねん がつ  
れいわ4年12月ごう

## こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)

### こたえあわせ



- ① くらくなってから いえへ かえるときなどは  
くるまのうんてん手から じぶんのすがたが よく見えるように  
あかるいいろの ふくをきたり ○○○○ざいを みにつけるとよい。  
○ に あてはまることばを かきましょう。

#### ★せつめい★

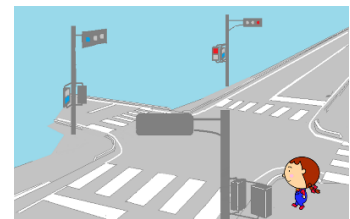
○ に入るのは 「はんしゃ」です。  
くらくなって出かけるときは 車やバイクのうんてん手から  
じぶんのすがたが よく見えるように あかるいいろの  
ふくをきたり 車のひかりがあたると ひかりをはねかえす  
はんしゃざいを みにつけましょう。



- ② したのずのような こうさてんでは ○○○○をまもって  
一じていしと あんぜんかくにん をする。  
○ に あてはまることばを ひらがなで かきましょう。

#### ★せつめい★

○ に入るのは 「しんごう」です。  
しんごうを まもらないと あおしんごうで  
はしってくる車と ぶつかるおそれがあるなど  
とてもあぶないので ぜったいに やめましょう。



- ③ よるに じてん車に のるときは ○○○ をつける。  
○ に あてはまることばを カタカナで かきましょう。

#### ★せつめい★

○ に入るのは 「ライト」です。  
じてん車のライトは どうろをてらすため  
だけでなく ほかの車やバイクに じぶんが  
いることを 気づいてもらう やく目もあります。  
くらくなりだす 夕がたやよるに じてん車に  
のるときは ライトをつけましょう。



## <交通安全テスト> 解答・解説（1・2年生用）

- ① 暗くなってから家へ帰るとき等は、車の運転手から自分の姿がよく見えるように、明るい色の服を着たり、〇〇〇〇材を身に付けるとよい。  
右の ○ に当てはまる言葉を書きましょう

### 【問題のポイント】

- ★ ○ に入るのは「はんしゃ（反射）」です。

夜間の外出時は、車両等の運転者から見えるように、**反射材（はんしゃざい）**を身に付けるようにしましょう。

### 【関係法令等】

- 交通の方法に関する教則 第2章第5節（夜間歩くとき(抜粋)）  
5 夜間歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材を付けたりするようにしましょう。
- 同教則 第3章第1節1（自転車の正しい乗り方）  
(10) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
  - ※ 反射材とは？  
再帰性の反射をする素材を指します。  
自動車の前照灯などから出る光が反射材に当たると、自動車の運転者にはとても明るく光って見えるので、反射材を身に付けた人を遠くからでも見つけやすくなります。
  - ※ 反射材用品には、腕等に付けるリストバンド、ジャンパー、カバン、かさ、靴のかかと等に貼るシール、キーホルダーやエコバッグ等、様々な種類があります。

### <指導のポイント>

例年、日没時間が早くなる秋頃から冬頃に交通事故が増加傾向にあります。  
交通事故に遭わないためにも、夜間に外出する際は、車やバイクの運転者に気付いてもらいやすい明るい色の服を着用したり、反射材を身に付けましょう。

- ② 下の図のような交差点では、〇〇〇〇を守って、一時停止と安全確認をする。

○ に 当てはまる言葉をひらがなで書きましょう。

### 【問題のポイント】

- ★ ○ に入るのは「しんごう（信号）」です。

交差点を通行する際は、信号と一時停止規制（止まれの標識）をしっかりと守りましょう。

### 【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務）  
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない

ない。

● 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））

第1項

- 赤色の灯火  
車両等は、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 人の形の記号を有する赤色の灯火  
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
- 黄色の灯火  
車両及び路面電車（以下「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。  
ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。
- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅  
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
- 青色の灯火  
多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火  
普通自転車は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。

第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅、又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次のとおりとする。

- 人の形の記号を有する青色の灯火  
自転車は、直進をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅  
自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 人の形の記号を有する赤色の灯火
  - 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。
  - 3 交差点において既に左折している自転車は、そのまま進行することができること。
  - 4 交差点において既に右折している自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。

<指導のポイント>

交差点及びその付近での事故が多く発生しています。

信号や一時停止規制を必ず守って、左右の安全を確認してから通行するようにしましょう。

③ 夜に自転車に乗るときは、**〇〇〇をつける。**  
**〇 に 当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。**

【問題のポイント】

★ 〇 に入るのは「ライト」です。

夜間、自転車を運転するときは、**ライト**を点けて運転しなければなりません。

【関係法令等】

● 道路交通法 第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルの中など）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

● 大阪府道路交通規則 第10条（軽車両が道路を通行する場合の灯火）

道路交通法施行令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。

1 白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯

2 橙色又は赤色で、夜間後方百メートルの位置から点灯を確認することができる光度の尾灯。ただし、夜間、道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で後方100メートルの位置から照射した場合に、その反射光が照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器、反射性を有するテープ等は、尾灯とみなす。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2（自転車の点検）

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

(8) 前照灯は、明るいか（10メートル前方がよく見えるか。）。

(10) 尾灯や反射器材（後部反射器材と側面反射器材）は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければならない。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

大阪府警察では車両の早期のライト点灯を呼びかけています。